

サービスの利用料及び利用者負担

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給（表-居宅介護支援費Ⅰ）されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により利用料金が当事業所に支払われない場合は、下記料金をお支払い頂き当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を市の窓口にて提出すると後日全額払い戻しを受けられます。

R6. 4. 1 現在	居宅介護支援（Ⅰ）取扱件数45件未満	料 金
基本	居宅介護支援（Ⅰ）要介護1又は要介護2	10,860円/月
	〃 要介護3、要介護4又は要介護5	14,110円/月
特定事業所加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置 ・主任介護支援専門員とは別に介護支援専門員を3名以上配置 ・概ね週1回以上情報伝達等会議を開催 ・24時間連絡体制を確保し相談対応 ・介護支援専門員に対し計画的に研修を実施 ・地域包括支援センターから支援困難な事例を引き受けられる体制の整備 ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加 ・運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用がないこと ・介護支援専門員実務研修における科目等の受入事業所となる等人材育成への協力体制の整備 ・他法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施 ・必要に応じて多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるよう居宅サービス計画を作成 	4,210円/月
初回加算	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合 	3,000円/月
入院時情報連携加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> ・入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合 	2,500円/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> ・入院した翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合 	2,000円/月
退院・退所加算（Ⅰ）イ 入院・入所中1回	<ul style="list-style-type: none"> ・退院・退所時に利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法で受け、居宅サービス計画を作成し、サービス調整を行った場合 	4,500円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ 入院・入所中1回	<ul style="list-style-type: none"> ・退院・退所時に利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより受け、居宅サービス計画を作成し、サービス調整を行った場合 	6,000円
通院時情報連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・受診に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合 	500円/月
ターミナルケアマネジメント加算	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又は家族の同意を得て居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合 ・24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備している 	4,000円/月